

平成30年度 相良村入湯税の使途状況について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して入湯客に納めていただく税金です。

その使途は、「環境衛生施設」「鉱泉源の保護管理施設」「消防施設その他消防活動に必要な施設の整備」「観光の振興(施設整備を含む)」に要する費用に充てられます。

相良村では、平成30年度に収入した入湯税を「観光の振興」に要する経費に充てています。

(単位:千円)

事業名	事業費	当該事業の財源内訳			
		入湯税	補助金	その他	一般財源
環境衛生施設の整備に要する経費	0	0	0	0	0
鉱泉源の保護管理施設に要する経費	0	0	0	0	0
消防施設等の整備に要する経費	1,620	0	1,087	500	33
観光の振興に要する経費	14,351	930	0	8,702	4,719
計	15,971	930	1,087	9,202	4,752